

深川市学生タウンミーティング運営業務仕様書

1. 業務名

「深川市学生タウンミーティング運営業務」

2. 業務の目的

「(仮称)深川市子ども子育て条例」の制定に向けて地域における機運を高めるとともに、条例案の検討にあたり当事者である若者から広く意見を聴取するため、市民の参加による「深川市学生タウンミーティング運営業務」を実施する。

本業務は、市民参画に関する経験と地方自治体のまちづくりに関する専門知識を有する事業者の支援を得ることで深川市学生タウンミーティングの企画、運営等の業務を円滑かつ効果的に実施するため、公募型プロポーザルにより提案を求める。

3. 業務内容

深川市の子ども政策に関する考え方や取組の概況などを把握し、市民の意見を収集するための必要な基礎データを集約し、タウンミーティングを企画・開催し、更にタウンミーティングにおいて提案されたご意見により現状や課題を把握し、条例の素案(骨子)の検討資料となる報告書等を作成する。

4. 「深川市学生タウンミーティング」の概要

① 参加者の募集と周知

次の点を踏まえ、できるだけ多くの参加が期待できる手法を企画検討する。

タウンミーティング 40名以内(市内に通学する中学生～高校生)

※市民～ 募集時点で本市に住民登録のある者のほか通学者を含む

② 開催日程

深川市(以下「市」という。)と協議のうえ日程を調整

③ 会場

市と協議のうえ会場を設定

④ タウンミーティングの運営方法

(1) タウンミーティングがスムーズに進行できるよう、参加者全員を対象とした事前勉強会を開催する。(タウンミーティングと同日でも可)

a. 5～6名程度ずつのグループに分けて行う。

b. グループ毎にタウンミーティングにおいて発言するアイデアや意見をまとめる。

c. 勉強会におけるグループには進行役として市の職員1名を配置する。

(2) タウンミーティング当日の運営は、事前勉強会において取りまとめたアイデアや意見をベースにして市長との意見交換ができるよう運営するものとする。

(3) 市長との意見交換が終了した後、グループ毎に市に対する提案を取りまとめ、発表することをグループのゴールとする。

(4) タウンミーティング及び事前勉強会の報告書データを作成し、所定の期日までに市に納品する。

データ形式及び納品方法は市と協議のうえ別途決定する。

⑤ タウンミーティングのテーマ

「(仮称)深川市子ども子育て条例」の制定に向けて、市民意見を引き出す効果的なテーマやプログラムを設定する。

5. 付随業務

当日使用する資料等の準備

次に示す資料等を準備する。

なお、各資料等の作成にあたっては、内容について市と十分に協議を行うものとする。

- ① 当日の次第を作成し、参加者全員に配付するよう準備する。
- ② 使用する資料を作成し、そのデータを市が指定する期日までに市に納品する。
- ③ 配付用資料を当日、参加者全員に配付するよう準備する。
- ④ タウンミーティングにおいて使用する一切の物品(筆記用具、付箋、模造紙等)を準備する。

ただし、プロジェクターやスクリーンなどの市の備品については相談により使用可能とする。

6. 備考

- (1) 参加希望者の受付及び参加者の決定は、市が行う。
- (2) 会場の確保は市が行う。
- (3) 参加者の募集に関し、市ホームページや広報ふかがわの掲載は市が行う。
- (4) 参加者として決定した者に対する案内、調整等は、市が行う。
- (5) ワークショップ等を効果的に実施するために他機関との連携が必要な場合、市はこれに協力する。

7. 業務履行期限

契約書に示す着手の日から令和7年3月31日までとする。

8. 留意事項

- (1) 著作権、肖像権等、他の人・団体等の権利を侵害しないよう十分留意すること。
- (2) 受託業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部への漏洩がないように注意すること。
また、委託者である市が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしないこと。
- (3) 個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。
- (4) 成果品及び資料等について、著作権等は市に帰属するものとし、市の許可なく

他に使用あるいは公表してはならない。

- (5) 受託者は、本業務の成果物に対する著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原作者の権利)に定められている権利を成果物の納入、検査合格後ただちに委託者に無償で譲渡するものとする。

また受託者は、本業務の成果物の著作権者人格権を行使しないものとする。

- (6) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)に該当しない場合においても、目的物の改変を行うことができるものとする。
- (7) 本業務の成果物が仕様に反することが判明した場合には、受託者は、納品後であってもデータの修正を行うこと。
- (8) 本仕様書に定める事項のほか、深川市契約規則及び関係法令を遵守すること。
- (9) 委託業務の遂行にあたっては、委託者である市と連携を密にして作業を進め、質疑が生じた場合は、委託者、受託者双方が協議をして、これを処理すること。